

共通仕様書土木工事編 [I] 新旧対照表

改正内容	新 (平成 27 年 8 月 1 日)	旧 (平成 26 年 10 月 1 日)
<p>第 1 編 第 1 章 総則 1-1-8 コリNZ (CORINS) への登録</p> <p>○申請期限の改正</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 総 則 1-1-8 コリNZ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (コリNZ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後速やかに、 変更時は登録内容の変更後速やかに、 完成時は、工事完成後速やかに、 訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">-8~9-</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 総 則 1-1-8 コリNZ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (コリNZ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が、<u>10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">-8~9-</p>